

兵庫県と県内すべての市町は連携して、
個人住民税の特別徴収を推進しています。

目指そう！
特別徴収
100%実施

事業者のみなさん

個人住民税は
特別徴収で
納めましょう

法律で
定められて
います

特別徴収とは、従業員の給与から**個人住民税**を天引きし、**事業者**が毎月納入するものです。

あなたの
疑問を解決!

兵庫県 特別徴収

パンフレットを兵庫県のホームページに掲載しています。
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>

所得税の源泉徴収義務のある事業者(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。(地方税法第321条の4)

給与支払者 事業者のメリット

個人住民税の税額計算を市町が行いますので、所得税のように事業者(給与支払者)が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

納税義務者 従業員のメリット

金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

■従業員には、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含まれます。

特別徴収のしくみ



具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町の個人住民税(特別徴収)担当課までお問い合わせください。
このポスターに関するお問い合わせは、兵庫県までお問い合わせください。

兵庫県・県内市町

re100 PRINTED WITH SOY INK